



島根県報

平成18年 9月22日 (金)
第 1,814 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	1
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	2
保安林の指定	(森林整備課)	2
保安林予定森林	(")	3
解除予定保安林	(")	3

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (2 件)	(環境生活総務課)	3
クリーニング師試験の実施	(薬事衛生課)	5
島根県立邇摩高等学校生徒・教務支援システム貸借に係る事業予定者を決定するための提案競技の実施	(教育施設課)	6

正 誤

平成18年 3月31日付け島根県報号外第26号中	(人事課)	9
平成18年 9月 8日付け島根県報第1,810号中	(森林整備課)	12
平成18年 3月31日付け島根県報号外第28号中	(人事委員会)	12

告 示

島根県告示第903号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則 (昭和34年島根県規則第17号) 第 2 条の規定により告示する。

平成18年 9月22日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従 事 す る 医 療 機 関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
平川 真治	泌尿器科	社会福祉法人恩暢財団 島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1016 - 37	平成18年 8月31日
土海 敏幸	整形外科	社会福祉法人恩暢財団 島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1016 - 37	平成18年 8月31日
吉岡 裕樹	脳神経外科	社会福祉法人恩暢財団 島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1016 - 37	平成18年 8月31日
熊橋 伸之	整形外科	大田市立病院	大田市大田町吉永1428 - 3	平成18年 8月31日
小西 恭子	小児科	松江市立病院	松江市乃白町32 - 1	平成18年 8月31日

島根県告示第904号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成18年9月22日

島根県知事 澄田信義

別表貸付条件の欄中「年2.1パーセント」を「年1.9パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年9月22日から施行する。
- 2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定（貸付利率に係る部分に限る。）は、平成18年9月21日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第905号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年9月22日

島根県知事 澄田信義

1(1) 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町小路小金坂370、371、東ノ谷376、376-4、東谷奥382、388、388-2、チョウセン平389-1、390-1、海士町大字豊田239から241まで、242-1、243、244、244-1、245-1、245-2、247から251まで、260、262から264まで、大字崎1093-1、1093-9、1119、1120-3、1121、1123-2、1129-2、1133-8、1142-1、1143、1146から1148まで、1151-1、1151-2、1155、1201-1から1201-3まで、1202、1203-1、1203-2、1204-1、1205、1208、1210、1213-1、1217-1、1217-3、1221、1222-5、1224、1225-1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㍿ 主伐は、択伐による。

㍿ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㍿ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町代喜五郎谷465、466-6、468、470-1、奥山487-1、上ノ森753、754

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㍿ 主伐は、択伐による。

㍿ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第906号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 9月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町長藤94 - 2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第907号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 9月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町真田1814 - 2、1814 - 3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

公

告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 9月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年9月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 松江さくら会

3 代表者の氏名

三原 英夫

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市嫁島町4番29号

5 定款に記載された目的

この法人は、心のケアを必要とする人々に対して、就労支援、スポーツ振興など社会復帰の促進に関する事業を行い、精神障害者とその家族が健やかに楽しく暮らすことができる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年9月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年9月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 みずうみ

3 代表者の氏名

三原 康成

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市湖陵町三部1352番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者自立支援事業を中心に、障害を持つ人が自立した日常生活、社会生活活動を営むための支援を行い、ノーマライゼーションの町づくりを推進することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎2階）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成18年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成18年 9月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験日時

学科試験 平成18年11月20日（月）午前 9時40分から11時10分まで（午前 9時15分から受付開始）

実地試験 平成18年11月20日（月）午前11時15分から午後 5時まで（昼休憩を含む。）

2 試験場所

(1) 学科試験及び実地（ワイシャツのアイロン仕上げを除く。）試験

出雲市大津町1139 出雲合同庁舎

(2) 実地（ワイシャツのアイロン仕上げのみ）試験

出雲市大津町612 (有)ファミリードライ

3 試験の内容

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

ア 薬品及び繊維の鑑別

イ しみぬき

ウ ワイシャツのアイロン仕上げ

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

6 受験願書等の受付期間

平成18年 9月29日（金）から同年10月16日（月）まで

なお、郵送の場合は、平成18年10月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 受験願書等の提出先

住所地为管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690 - 0887 松江市殿町128番地）へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書

(2) 履歴書（所定用紙）

(3) 写真（出願前 6月以内に撮影した正面上半身、脱帽の手札型とし、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの）

(4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、保健所において確認証明を受けたもの）

(5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合のみ）

9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。

10 合格者の発表

平成18年12月15日(金)に県報に受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板及び各保健所に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

受験願書請求、受験手続その他試験についての問合せは、各保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ(〒690-0887 松江市殿町128番地 電話0852-22-5259)にすること。

なお、郵便により願書を請求する場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

島根県立邇摩高等学校生徒・教務支援システムの調達に係る事業予定者について、提案競技により選定のうえ特定するので、次のとおり公告する。

平成18年9月22日

島根県教育委員会教育長 藤原義光

1 調達内容

(1) 名称及び数量

島根県立邇摩高等学校生徒・教務支援システム 一式

(2) 概要

島根県立邇摩高等学校生徒・教務支援システムを開発し、機器と共に県に貸し付けるとともに、保守業務を実施する。

(3) 仕様

「島根県立邇摩高等学校生徒・教務支援システム基本仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(4) 予算上限額

17,591,700円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 納入期限、賃貸借期間及び納入場所

(1) 納入期限

平成19年2月28日(水)

(2) 賃貸借期間

平成19年3月1日から平成24年2月29日まで

(3) 納入場所

島根県大田市仁摩町仁万907 島根県立邇摩高等学校

3 提案競技参加者の資格

提案競技に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たした者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者であること。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条に規定する入札参加資格者名簿において、次のア又はイのいずれかの業種及び等級に登録された者であること。

ア 営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」のA等級

イ 営業種目の大分類「借入品」中分類「情報処理機器」のA等級

(4) 本公告に示した物件を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物件を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有する者であること。

- (5) 本公告に示した物件の納入が十分に可能であるとともに、ソフトウェア等のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (7) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、提案日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

4 提案競技説明書

- (1) 提案競技説明書等の配布期間
平成18年 9月22日から平成18年 9月26日までの間
閉庁日を除く毎日 午前 9時から午後 5時まで
- (2) 提案競技説明書等の配布場所
〒690 - 8502 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階
島根県教育委員会教育施設課 施設・助成グループ(担当:高山)
電話: 0852 - 22 - 5416 / FAX: 0852 - 22 - 6016
- (3) その他
提案競技説明書等の受領者は提案競技参加希望者として取り扱う。

5 提案競技に係る質疑について

- (1) 仕様書等の不明疑義については期限までに提案競技説明書に定める様式により提出すること。(ファクシミリによる提出も可とする。ただし、必ず担当者への電話連絡により到着確認を行うこと。)
- (2) 提出先は 4(2)と同じとする。
- (3) 提出期限は平成18年 9月28日(木)午後 5時までとする。
- (4) 質疑の回答は、全ての提案競技参加希望者に対し、平成18年10月 5日(木)までにファクシミリにより行う。

6 提案競技参加希望者提出書類

- (1) 提案競技に参加しようとする者は、提案書ほか提案競技説明書に定める書類(以下「提出書類」という。)を提出すること。提出書類を提出した者は提案者として取り扱う。
- (2) 提出先は 4(2)と同じとする。
- (3) 提出期限は平成18年10月12日(木)午後 5時までとする。

7 選定方法

- (1) 評価手順
別に設置する「島根県立遼摩高等学校生徒管理・教務支援システムの調達に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)」において、厳正な評価、選定を行う。
ア 提案競技参加資格審査
提出書類他に基づき審査する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する。
イ 第一次審査(書類審査)
提案競技参加資格を満たした提案者の提案書について、提案価格に100分の105を乗じて得た額が予算額の範囲内であるか否かを審査し、満たしていない提案については不採択とする。
ウ 第二次審査(本審査)
第一次審査を通過した提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを必要に応じて実施し、最も優れた提案者を特定する。
- (2) 提案書の評価方法
ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしているか否かを判定し、これを満たしている提案書を評価の対象とする。
イ 提案内容については、別に定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。
ウ 評価基準(評価項目)は次のとおりとする。

- ア システム開発及び機能要件に関する項目
- イ システム保守要件に関する項目
- ウ ハードウェア要件に関する項目
- エ 費用に関する項目

(3) 選定結果の通知

ア (1)ア及びイの結果に関して、全提案者に対して次に掲げる事項を平成18年10月19日までに通知する。このとき、採択した提案者に対しては、第二次審査の日程等について併せて通知する。

- ア 採否の旨
- イ 採否の理由
- ウ 審査委員会委員構成

イ 第二次審査の選定結果については、第二次審査に参加した全提案者に対して次に掲げる事項を通知する。

- ア 採否の旨
- イ 採択した提案書の提案者の名前(名称)
- ウ 採否の理由
- エ 審査委員会委員構成

ウ 審査経過については公表しない。また、採否の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が本提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (7) 提案競技参加資格があることを確認された者であっても、提出書類の提出期限の翌日から第二次審査の時点までに指名停止等措置要綱に基づく入札参加の資格制限又は指名停止を受けたとき。

9 契約

(1) 契約の相手方

審査委員会が選定した者(以下「契約予定者」という。)と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び「島根県会計規則の運用について」(昭和53年12月1日付け会発第86号出納長通知)第66条関係1(2)エの規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」は「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(4) その他の契約条項

提案競技説明書による。

10 その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成及び本提案競技に参加するために必要な費用は、提案競技参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提出書類は、返却しない。

- (3) 提出された提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出された提出書類は、他の提案競技参加希望者に対して非公開とする。
- (5) 提出された提出書類は、提案者に無断で本提案競技実施以外の用途には使用しない。
- (6) 契約予定者が、契約締結までの間に、指名停止等措置要綱に基づく入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは、契約をしない。

11 提案競技に関する問合せ先

〒690 - 8502 島根県松江市殿町 1 番地 島根県分庁舎 2 階
 島根県教育委員会教育施設課 施設・助成グループ(担当：高山)
 電話：0852 - 22 - 5416 / FAX：0852 - 22 - 6016

正 誤

平成18年 3月31日付け島根県報号外第26号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	上から14	特1号級から特7号級	特1号給から特7号給
	上から15	平成18年 3月31日	平成16年12月31日
	上から16	平成18年 3月	平成16年12月
	上から17	4級の特1号級	5級の特1号給
	上から18	7号級までの給料月額を受けていたもの	7号給までの給料月額を受けていたもの 3 平成17年 1月 1日から平成18年 3月31日までの間において適用されていた県立学校の教育職員の給与に関する条例(以下「平成17年 1月以後平成18年 3月以前の県立学校給与条例」という。)の大学教育職給料表の適用を受けていた者で同表 4級の特1号給から特7号給までの給料月額を受けていたもの
6	上から19	3 平成	4 平成
	上から23	4 平成	5 平成
	上から27	5 平成	6 平成
	上から 8	平成 8年 4月以後平成18年 3月以前の県立学校給与条例	平成 8年 4月 1日から平成18年 3月31日までの間において適用されていた県立学校の教育職員の給与に関する条例(以下「平成 8年 4月以後平成18年 3月以前の県立学校給与条例」という。)
	下から13	平成18年 3月	平成16年12月
	下から12	4 級	5 級

	下から11	知事の定めるもの	知事の定めるもの
			8 平成17年1月以後平成18年3月以前の県立学校給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの
	下から10	8 平成	9 平成
	下から7	9 平成	10 平成
	下から4	10 平成	11 平成
	下から2	11 平成	12 平成
7	上から15	平成18年3月	平成16年12月
	上から16	4級	5級
	上から17	掲げる者を除く。)	掲げる者を除く。)
			9 平成17年1月以後平成18年3月以前の県立学校給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第3号及び第5号区分の項第8号に掲げる者を除く。)
	上から18	9 平成	10 平成
	上から19	第8号	第9号
	上から21	10 平成	11 平成
	上から23	第9号	第10号
	上から24	11 平成	12 平成
	上から26	12 平成	13 平成
	下から1	平成18年3月	平成16年12月
8	上から1	者でその属する級が3級であったもの	者でその属する級が4級であったもの
			9 平成17年1月以後平成18年3月以前の県立学校給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	上から2	9 平成	10 平成

	上から 4	10 平成	11 平成
	上から 6	11 平成	12 平成
	上から 8	12 平成	13 平成
	下から19	平成18年 3 月	平成16年12月
	下から18	者でその属する級が 2 級であったもの	者でその属する級が 3 級であったもの 9 平成17年 1 月以後平成18年 3 月以前の県立学校給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの
	下から17	9 平成	10 平成
	下から15	10 平成	11 平成
	下から13	11 平成	12 平成
	下から 9	12 平成	13 平成
9	上から 8	平成18年 3 月	平成16年12月
	上から 9	者でその属する級が 1 級であったもののうち知事の定めるもの	者でその属する級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの 9 平成17年 1 月以後平成18年 3 月以前の県立学校給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち知事の定めるもの
	上から10	9 平成	10 平成
	上から11	第 9 号 除く。)	第10号 除く。)のうち知事の定めるもの
	上から12	10 平成	11 平成
	上から13	第10号	第11号
	上から14	除く。)	除く。)のうち知事の定めるもの
	上から15	11 平成	12 平成
	上から16	第11号	第12号
	上から17	12 平成	13 平成
	下から18	特 1 号級から特 4 号級	特 1 号給から特 4 号給
	下から14	特 1 号級から特 4 号級	特 1 号給から特 4 号給

15	上から23	円	(D) 円
	下から19	㊦×(イ)-(ウ)	(D)-(ウ)

平成18年9月8日付け島根県報第1,810号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤			正		
5	公告の表中	北垣 正宏 大田市三瓶町大字志 学2036 - 1			北垣 正宏 大田市三瓶町大字志 学2036 - 1		

平成18年3月31日付け島根県報号外第28号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤		正	
78	上から1	準		准	
	上から4	準		准	
	上から13	準		准	
	上から17	準		准	